

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年9月6日（金） 10：22～10：32

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣  
松本剛明 国務大臣（総務大臣）  
小泉龍司 国務大臣（法務大臣）  
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
盛山正仁 国務大臣（文部科学大臣）  
武見敬三 国務大臣（厚生労働大臣）  
坂本哲志 国務大臣（農林水産大臣）  
齋藤健 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）  
伊藤信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
河野太郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
土屋品子 国務大臣（復興大臣）  
松村祥史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
加藤鮎子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
新藤義孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
高市早苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
自見はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
欠席者：上川陽子 国務大臣（外務大臣）  
木原稔 国務大臣（防衛大臣）  
林芳正 国務大臣（内閣官房長官）  
陪席者：村井英樹 内閣官房副長官  
森屋宏 内閣官房副長官  
栗生俊一 内閣官房副長官  
岩尾信行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	4件
○政令	7件
○人事	5件
○配布	2件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○岸田内閣総理大臣：本日は、林内閣官房長官が不在でありますので、私が議事を行います。

ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、森屋副長官から説明いたします。

○森屋内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「地域再生基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、地域再生法の改正に伴い、地域住宅団地再生事業の拡充に関する内容を反映させる等の変更を行うものであります。

次に、令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害対応関係2件について、御決定をお願いいたします。「同災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置」は、同災害により被害を受けた区域内に事業所を有する中小企業者等に対し、貸付金利軽減の特別措置を講ずるものであり、「同災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定令」は、同災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を指定するものであります。

次に、「ガイアナ国」及び「エスワティニ国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、9日、信任状捧呈の予定であります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「育児・介護休業法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を令和7年10月1日とするものであります。

次に、「大麻取締法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年12月12日等とするものであり、「大麻草栽培規制法第13条第4項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令」は、大麻草研究栽培者の免許を申請しようとする者等が納付すべき手数料の額について定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備政令」は、同改正法において、大麻等を麻薬の定義に含めたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「スマート農業技術活用促進法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年10月1日とするものであり、「同法施行令」は、品種登録の出願料及び登録料の軽減等について定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、岸田内閣総理大臣が、日韓首脳会談等のため、本日から明日まで、坂本農林水産大臣が、G20農業大臣会合出席等のため、9日から15日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、前内閣広報官四方敬之を特命全権大使に任命し、マレーシア国駐節を命ずること等について、御決定をお願いいたします。また、アルジェリア国駐節大使河野章にポーランド国駐節大使を命ずること等を承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、兼官を免ずるものについて、御決定をお願い

いたします。

次に、山本昇壯外202名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元北陸電力株式会社社長山田圭藏を、従三位に叙するものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「労働経済白書」及び「家計調査報告」があります。後程、「労働経済白書」につきましては厚生労働大臣から、「家計調査報告」につきましては総務大臣から、御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をカンボジアとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「プノンペン首都圏送配電網拡張整備計画」に約80億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○岸田内閣総理大臣：次に、大臣発言があります。まず、厚生労働大臣。

○武見国務大臣：「令和6年版労働経済の分析」について、御説明いたします。今年のテーマは、「人手不足への対応」です。近年、人手不足が重大な社会問題となっていることを踏まえ、その長期的な動向や背景、人手不足の緩和に向けた方向性等をテーマとして分析を行いました。加えて、誰もが活躍できる社会の実現に向けて、女性、高齢者及び外国人の就労を取り巻く現状やそれぞれの課題についても分析しています。厚生労働省としては、今回の分析も踏まえ、人手不足の緩和に向けて、必要な取組を着実に進めてまいります。

○岸田内閣総理大臣：次に、総務大臣。

○松本国務大臣：本日、家計調査結果を公表いたしました。2人以上の世帯の7月の消費支出は、1年前に比べ実質0.1パーセントの増加と、3か月ぶりの増加となりました。「住居」が増加となったほか、テレビなどの教養娯楽用耐久財などが増加しております。また、「交通・通信」や「食料」などは、減少となっております。

○岸田内閣総理大臣：次に、私から、海外出張不在中の臨時代理について、申し上げます。坂本大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、伊藤大臣を臨時代理とすることといたします。なお、私の海外出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり林内閣官房長官となりますので御了知願います。

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

発言はありますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。



- 資料あり  
資料あり  
資料あり
- 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（農林水産省）
  - 〃 ○農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律施行令（決定）（農林水産・財務省）

◎人 事

- 資料なし  
資料あり  
資料あり  
資料なし  
資料あり
- ☆内閣総理大臣岸田文雄外1名の海外出張について（了解）
  - 四方敬之外10名を特命全権大使等に任命することについて（決定）
  - 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
  - ☆判事兼簡易裁判所判事矢尾和子外1名の兼官を免ずることについて（決定）
  - 広島大学名誉教授山本昇壯外202名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

- ☆令和6年版 労働経済の分析（厚生労働省）
- ☆家計調査報告（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和6年〕  
〔9月6日〕 (金)

◎一般案件

資料なし ○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換について (決定)  
(外務省)

[○署名あり ☆署名なし]